

環保第 84 号
令和 7 (2025) 年 6 月 19 日

(一社) 栃木県産業環境管理協会 様

栃木県環境森林部環境保全課長

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1 改正の内容

ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている 10 業種のうち、旅館業及び下水道業を除く 8 業種について、1 業種は一般排水基準へ移行し、その他の業種は一部の基準値を強化し、暫定排水基準の適用期間を 3 年 3 か月延長することとした。延長後の適用期間は、令和 10 (2028) 年 9 月 30 日までである。

2 施行期日

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

水環境担当 阿久津
TEL 028-623-3189
FAX 028-623-3138
E-mail akutsuy2501@pref.tochigi.lg.jp